

再審法改正をめざす 市民の会

私たちのめざすもの (要綱)



再審のルールを作ろう

私たちは、日常生活の中で予期せず犯罪に巻き込まれることがあります。犯罪の被害にあうこともあれば、身に覚えのない罪で犯罪者として扱われ、処罰されてしまうこともあります。

私たちが安心して生活するには、罪を犯した人が適正に処罰されるだけでは足りず、万が一にも無実の人が断罪され、いわれのない刑罰を強いられること（冤罪^{えんざい}）があってはなりません。

冤罪は個人の自由や尊厳、生命などの基本的人権を奪う不正義が、法律の名の下に行われることとなり、法律によって社会や人びとを守っていくこと（法治主義）への信頼を著しく損なうこととなります。また、誤った人が処罰されることは、とりもなおさず真犯人が罪をまぬがれるという二重の過ちを意味するからです。

再審とは、冤罪から無実の人を救済するための最後の手段として、確定した裁判を、もう一度やり直す制度です。

逆に、無罪が確定した人をふたたび裁判にかけて罪を問うこと（不利益再審）は、憲法 39 条によって禁止されています。そのことは、再審は無辜^{むこ}（無実の人）を救済する手段としてのみ認められていることを示しています。

しかし、裁判のやり方を定めた法律（刑事訴訟法）には、この大切な再審についてわずか 19 条しか書かれておらず、どのような場合、どのような手続きを経て再審が行われるのかというルールがないに等しい実情があります。そのため、担当した裁判官しだいで裁判手続きに不合理な格差が生じたり、再審を求める人がもつべき権利がはっきりしないなど、たくさんの問題が生じています。

このため、再審に関する刑事訴訟法の規定（再審法）を充実させ、必要な手続きや権利の保障を確かなものにするのが求められています。

私たち「再審法改正をめざす市民の会」は、そうした再審のルール作りのために、以下3つの改革を提言しています。

- ①再審のためのすべての証拠の開示
- ②検察官の不服申立ての禁止
- ③再審における手続きの整備

私たちがめざす法改正はどんなものか、より具体的に知っていただくために、お寄せいただいた質問にお答えします。

再審ってそもそも何だろう？

Q1

有罪判決を受けた人は、刑務所に入れられたり、生命さえ奪われる（死刑）こともあります。こうした取り返しのつかない不利益を与える以上、万が一にも間違いがあってはなりません。そのため一度の裁判ではなく、三審制（地方裁判所—高等裁判所—最高裁判所）というものがあり、慎重に審理されていると信じてきました。どうしてさらに再審が必要なのか、もう少し説明してください。

A1

おっしゃる通り日本の裁判は、三審制です。第一審の判決に不服がある場合は、さらに高等裁判所の審理を求めることができます。そして最高裁判所の判断が出たら、判決が確定します。そうでなければ、永久に決着がつかないことになるからです。

しかし、確定判決に合理的な疑いがあることが分かって、もう確定したのだからといって、そのまま放置して良いといえるのでしょうか？無辜を処罰してはならない、というのは刑事司法のもっとも大切な理念です。

そこで、この理念を守るために、裁判のやり直しを認める再審制度がもうけられたのです。



Q₂

再審法という法律は聞いたことがありません。六法全書にも出ていないようですが？

A₂

再審法という名前の法律はありませんが、刑事司法の手続きを定めた刑事訴訟法（刑訴法）という法律の中の 435 条から 453 条までに、再審について書かれています。この部分を便宜的に「再審法」と呼んでいます。

Q₃

再審は、実際にどのように進められるのか教えてください。

A₃

再審は 2 段階に分かれています。

第 1 段階は「再審請求審」と呼ばれるもので、再審を請求する理由があるかどうかの審理を、確定判決を出した裁判所に申し立てます。理由があると判断されると再審開始決定が言い渡されます。

開始決定が確定すると第 2 段階に入ります。これが「再審公判」で、通常裁判と同様に公判（公開法廷）が開かれ、証拠調べを行い、あらためて判決が言い渡されます。

すべての証拠の開示を

Q₄

裁判で、事実を客観的に見定めて結論を出すには、証拠をきちんと調べなくてはいけないことは、法律の専門家でなくとも分かります。証拠を開示するように、わざわざ要求しないと見ることができないのですか？理解に苦しむのですが。

A₄

裁判は証拠にもとづいて事実の認定を行う、と定められています（刑訴法 317 条）。しかし、その証拠の大部分は、警察と検察が強制的な捜査権と税金を使って集めたものです。私人である被告人や民間法律家

である弁護人は、それらの証拠を対等に利用できなければ、公正な裁判をたたかうことは困難です。

しかし、検察官は有罪を立証するための証拠を提出すれば良いと考え、被告人に有利な無罪方向の証拠は提出しないで良いという態度をとって

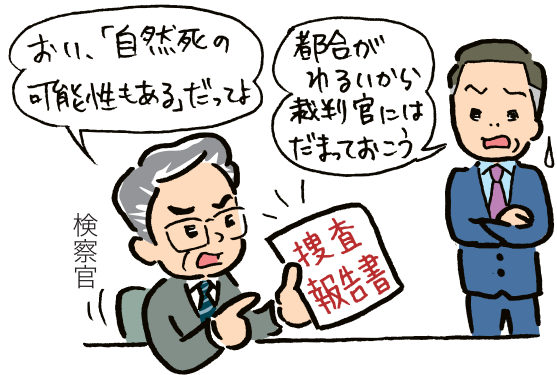
きました。また、裁判所も、検察に証拠を強制的に提出させる法的根拠はないとしてきました。

2005年の改正刑訴法施行で導入された「公判前整理手続」によって、不十分ながら弁護側が証拠の開示を求める法的な根拠が示され、また、検察官の手元にある証拠の一覧表を請求することまでは、認められるようになりました。

しかし、これまで無罪となった冤罪事件のほとんどすべてにおいて、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出せず、隠しつづけていたことが暴かれています。

こうした証拠隠しこそ誤判の最大要因の一つです。被告人に有利なものも不利なものも、すべて証拠を明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。

冤罪をなくすためには、証拠をすべて開示させる制度が欠かせないことは明らかです。



Q5

証拠が開示されないのは、再審請求の場合も同じなのですか？
すでに判決が確定しているのだから、本来はどんな証拠が出てこようと、何の不都合も生じないはずですが。

A5

再審請求審では、証拠開示はことに重要な意味をもちます。再審を開始する必要がある、と裁判所に認めさせるためには、確定審までに提出されなかった新しい証拠によって、無罪を立証しなければ

ならないという規定があるからです（刑訴法 435 条 6 号）。

しかしすべての証拠を握っている検察官は、有罪を覆す恐れのある証拠をすずんで提出しようとはしません。

確定審までに開示されていなかった証拠を、検察に開示させるための法律は、再審において特に重要です。

再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

Q6

袴田事件の袴田巖さんは、何年も前に再審開始の決定が出て、47 年ぶりに釈放されたのをテレビで見ました。とっくに無罪になっているものと思っていましたが、最近のニュースで、まだ裁判が続いており、再審も始まらないので、身柄は釈放されていても死刑囚のままだと聞いて驚きました。袴田さんは、どうしてまだ再審が実現していないのですか？

A6

静岡地裁の再審開始決定（2014 年）に対して、検察が東京高裁に不服申立てをしたからです。その後、同高裁が開始決定を取消した（2018 年）ため、今度は袴田さん側が、最高裁に訴えました。

これに対し、最高裁が東京高裁に審理を差し戻した（2020 年 12 月）ため、さらに長引くことになったのです。この決定を行った最高裁の 5 人の裁判官のうち 2 人は、高裁への差し戻しではなく、再審の開始を最高裁が自ら決定すべきだという意見を述べています。

ほかにも、鹿児島・大崎事件のように 3 度も再審開始決定が出たのに、そのたびに検察が不服申立てを行い、再審が実現しないまま数十年も経過しているケースがあります。

再審開始決定に対して、検察が上訴して取消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることにしかありません。

Q7

時間がかかりすぎていることは問題だと思います。しかし三審制の原則がある以上、検察官の不服申立てだけを禁じるのは、やはり不公正な気もします。

A7

いま述べた袴田事件や大崎事件の例を見ても、そもそも現状の再審の手続きは、再審を求める人たちに極めて不利にできています。

再審開始決定を獲得するには、通常裁判で無罪判決を得るよりも、はるかに多大な労力と長い月日がかかっています。このような現実を無視して、検察官に再審開始決定への不服申立てを認めることは、實際上、再審による救済を有名無実化するに等しいこととなってしまいます。

Q8

再審開始決定への不服申立てを認めないとしたら、開始決定を受けた請求人は、ただちに無罪ということになるのですか？

A8

違います。再審開始決定があっても、それだけで請求人が無罪になるわけではありません。再審が2段階に分かれていること（4頁A3）を思い出してください。

有罪・無罪は、再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。

仮に検察官に再審開始決定に対する不満があれば、この再審公判で主張できません。したがって、再審開始決定自体について別途不服申立てを認める必要性はありません*。

【*注】裁判所が行ったすべての判断に対し、必ず不服申立てが許されるわけではないのは、以下の事例から明らかです。

職権乱用罪を犯した公務員を検察官が不起訴にしたとき、これに不服のある人が直接裁判所に審判を請求する手続きを、付審判請求といいます。このとき審判に付すという決定を受けた者（公務員）は、この決定に対し、不服申立てはできないという最高裁判例があります。もしも、付審判決定に不満があっても、後の裁判で主張すれば良いという理由によるものです。

検察官が再審開始決定に不服であれば、同様に再審公判で主張すれば良いと考えられるので、開始決定への不服申立てはできないと考えるのが相当です。

再審における手続きの整備

Q₉

再審の手続きを整備し、ルールをつくる必要があるというのは、具体的にはどういうことを考えているのですか？

A₉

例えば、私たちは次のような項目を考えています。どれも、「えっ？こんなことも実現していないの？」と思われるようなものばかりではないでしょうか。

- ①再審の申立てがあったら、裁判所は2ヶ月以内に進行協議を開かなければならない。
(審理の手順やスケジュールさえ決めず、何年も放置されているケースも珍しくありません)
- ②進行協議においては、申立て理由(新証拠)について説明する機会を与えなければならない。
(新証拠が真摯に取調べられず、再審請求が棄却されてはたまりません)
- ③申立人の立会権を保障すること。
(自分自身の運命を決める審理に立ち会うことさえ、現状では権利として保障されていません)
- ④進行協議は正確に記録化すること。
(記録にもとづいて、手続きの公正さを事後検証できるよう保障すべきです)
- ⑤新証拠については、事実調べをしなければならない。事実調べは、公開の法廷で行わなければならない。
(裁判公開の原則は、憲法によるもの。再審請求審も非公開にする理由はありません)
- ⑥決定日は、1ヶ月前に書面で告知すること。
(どのような決定に対しても、申立人には十分な主張を準備する時間が保障されるべきです)

Q10

こうしたルールや手続きが実現すれば、冤罪は防ぐことができるのでしょうか？

A10

それだけで万全とはいえな
いかもれません。しかし、
これらは、実際に誤った司法
によって苦しんできた冤罪犠牲者の方
たちの声に耳を傾けることで、分かっ
てきたことが多いのです。

再審法の改正は、法律専門家のため
ではなく、誤った司法の犠牲になり
うる私たち一人ひとりの市民のため
のものです。

さらに多くの方たちの知恵を集めて
こそ、冤罪を生まない司法、冤罪から
の救済がすみやかにされる司法が
実現すると考えています。みなさん
のお力をぜひお貸してください。



再審法改正をめざす市民の会結成集会で選出された運営委員（2019年5月20日）

今、再審法を変える好機

共同代表 **木谷明**さん
(弁護士、元裁判官)



身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど、恐ろしいものはない。再審制度は、そういう不幸な冤罪者を救済するためのものだ。

しかし、集めた証拠を検察官が独り占めにして請求人に見せなくてよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれていても、冤罪者は救済されない。そんな不合理がなぜ許されるのか。

また、長い時間をかけた審理の後ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服を申し立てさえすれば、それだけで、救済はさらに遅れる。検察官の不服申立は、冤罪の早期救済の観点から禁止されて当然だ。

さらに、現在の法律には、再審事件を審理する裁判所がどのような手続で審理すべきかの規定が事実上ないに等しい。各地の裁判所の審理がバラバラなのはそのためだ。

不幸な冤罪者を早期に救済する上で、少なくともこれら3点に関する法改正及び法整備は、喫緊の急務である。

- ◎青木 恵子（冤罪犠牲者の会共同代表、東住吉国賠原告）
- ◎伊賀 カズミ（日本国民救援会副会長、関西冤罪事件連絡会代表）
- 泉澤 章（弁護士、日弁連えん罪事件原因究明第三者機関の設置に関する特別部会事務局長）
- 市川 寛（弁護士、元検察官）
- 井戸 謙一（弁護士、元裁判官）
- 指宿 信（成城大学教授）
- 今井 恭平（ジャーナリスト、なくせ冤罪！市民評議会理事）
- ◎宇都宮 健児（弁護士、元日弁連会長）
- 海渡 雄一（弁護士、元日弁連事務総長）
- ◎木谷 明（弁護士、元裁判官）
- 客野 美喜子（なくせ冤罪！市民評議会代表）
- 川崎 英明（関西学院大学名誉教授）
- 鴨志田 祐美（弁護士、日弁連再審における証拠開示に関する特別部会会長）
- 小池 振一郎（弁護士、日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長）
- 小竹 広子（弁護士）
- ◎桜井 昌司（冤罪犠牲者の会、布川国賠原告）
- 笹倉 香奈（甲南大学教授、えん罪救済センター（Innocence Project Japan）副代表）
- 里見 繁（関西大学教授）
- 篠田 博之（月刊『創』編集長、日本ペンクラブ言論表現委員会副委員長）
- 白取 祐司（神奈川大学教授）
- ◎周防 正行（映画監督）
- 瑞慶覧 淳（再審・えん罪事件全国連絡会事務局長）
- 豊崎 七絵（九州大学教授）
- 成澤 壽信（現代人文社代表取締役）
- 新倉 修（青山学院大学名誉教授）
- 新田 涉世（日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会委員長）
- 西嶋 勝彦（弁護士、袴田事件弁護団長）
- 水谷 規男（大阪大学教授）
- 水野 智幸（法政大学大学院教授、元裁判官）
- ◎村井 敏邦（弁護士、一橋大学名誉教授、元刑法学会理事長）

編集・発行

再審法改正をめざす市民の会

〒160-0023 新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201

桜井司法研究所気付

TEL 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798

Eメール：info@rain-saishin.org

www.rain-saishin.org

頒価：50円